

英国君主と租税法律主義成立の黎明期

英国女王エリザベス二世が、2022年9月8日英国北部スコットランドのバルモラル城にて96歳で死去されました。在位70年7カ月、歴代の同国君主で最長でした。女王の国葬は、9月19日、ロンドンのウェストミンスター寺院で執り行われ、天皇、皇后両陛下や各国の元首らが参列し、国内外から愛された英国君主に敬意を示しました。厳粛な葬儀は、英国の歴史と伝統そして影響の大きさを、世界に改めて認識させる機会となったのではないのでしょうか。

英国は、君臨すれども統治せず (The sovereign reigns, but does not rule.) の立憲君主制の創始国です。我々税理士との関連では、租税法律主義の原則を世界で最初に確立した国でもあります。

今から約800年前、日本では執権北条氏が統治する鎌倉時代初めの1215年、当時のジョン国王に対し、封建諸侯と都市代表が共同で認めさせたものが、「マグナカルタ (大憲章 (Magna Carta))」です。王権を制限し、諸侯の既得権と、都市の自由を規定した内容が後世にも影響を与えており、英国憲法、米国独立宣言そして米国憲法の土台になったとされています。

当時、ジョン国王は、フランスに出兵するため、諸侯や都市に莫大な軍役に賦課していましたが、その戦いに敗北。諸侯はジョン国王への忠誠破棄を宣言して挙兵、ロンドン市民も呼応したため、首都ロンドンに反乱軍が制圧することとなります。ジョン国王は妥協を図り、全文63ヶ条のラテン語で書かれた「マグナカルタ (大憲章 (Magna Carta))」に署名します。第12条「一切の楯金、もしくは援助金は朕の王国の一般評議会によるものでなければ朕の王国においてはこれを課さない」との規定が、国王の課税権に制限を加え、その行使には課される者の同意を要するという原則の制定が、租税法律主義の萌芽と言われています。

その後、英国の王権が強くなった時代には、「マグナカルタ (大憲章 (Magna Carta))」の存在は、忘れ去られます。

1628年、国王チャールズ一世が三十年戦争でのスペイン・フランスとの戦争で生じた財政難を救うため、国民から法律によらないで強制的に金銭を集めようとし、それに反対する者を理由も無く逮捕するという措置に出たことから、英国議会在、国王に対して、議会の承認なしに課税しないこと、国民を法律によらず逮捕しないことという国民の

権利を請願という形式で国王に提出し、国王が承認したのが、「権利の請願 (Petition of Right)」です。第10章には、「今後何人も、国会制定法による一般的同意なしには、いかなる贈与、貸与、上納金、税金、その他同種の負担をなし、またはそれに応じるよう強制されないこと。」とした国王の不当な課税を禁止する条項が記載されています。

その後、国王チャールズ一世は、請願を無視し議会を解散するなどして、王権と議会の対立は武力衝突に及び1642年にピューリタン革命が勃発、君主制が廃止され、英国は1660年まで、歴史上唯一の共和制 (コモンウェルス (Commonwealth of England)) となります。

王政復古後の国王ジェームズ二世が、カトリック信者であったため、国教会の立場に立つ議会との対立が深刻となり、1688年に英国議会在、ジェームズ二世を追放し、オランダからジェームズ二世の娘メアリと夫のオランダ総督ウィレムを招聘。1689年に二人は議会在、提出した「権利の宣言 (Declaration of Rights)」を受け入れてメアリ二世とウィリアム三世が共同統治者として即位し、さらに議会在、「権利の宣言 (Declaration of Rights)」に法的効力を与えるため「権利の章典 (Bill of Rights)」として成文化し、制定、公布されました。これによって議会在、政治と国教会制度を柱とする英国の立憲君主制が確立することとなり、これらの一連の変革を「名誉革命 (Glorious Revolution)」と呼ばれています。

「権利の章典 (Bill of Rights)」にて認められた国民の権利13項目のうち1番目「国王の権限により、国会の承認なしに法律を停止、または法律の執行を停止しうるとする主張は、違法である。」2番目「国王が法律を無視したり、執行しなかったりすることは、違法である。」4番目「国王大権と称して、議会の同意なくして、王の使用のために税金を課すことは違法である。」と制定され、ここに近代的意味における租税法律主義が確立したとされています。

こうした思想は、米国独立戦争 (1775年-1783年) 時のスローガンの一つで独立宣言にも挙げられている「代表なければ課税なし (No Taxation without representation)」にも繋がっていくこととなります。

(国際特別委員会副委員長 渡邊 弘一)